

滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例案要綱

1 条例制定の理由

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）が平成22年10月1日に施行され、農業改良資金について同施行日前既貸付金に係る貸付金の償還を除き貸付主体が県から株式会社日本政策金融公庫に移管されることとなりました。これに伴い、平成22年度末をもって農業改良資金貸付事業特別会計の設置根拠が削除されることとなったことから、同特別会計において経理してきた就農支援資金に係る貸付事業および農業改良資金のうち既貸付分の償還管理に係る事業について、その円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に、地方自治法第209条第2項に基づき新たに条例により特別会計を設置しようとするものです。

2 条例の概要

- (1) 就農支援資金に係る貸付事業および農業改良資金に係る償還事務を行うため就農支援資金貸付事業等特別会計を設置します。（第1条関係）
- (2) この特別会計においては、一般会計からの繰入金、貸付金の償還金、地方債収入その他の収入をもって歳入とし、貸付金、地方債償還金、一般会計繰出金その他の支出をもって歳出とすることとします。（第2条関係）
- (3) この条例は、平成23年4月1日から施行することとします。（付則関係）

議第 号

滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例案

上記の議案を提出する。

平成 23 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 2 号)第 18 条第 1 項の規定に基づく就農支援資金貸付事業および農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 23 号)附則第 2 条第 1 項および第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計を設置する。

(歳入および歳出)

第 2 条 この会計においては、一般会計からの繰入金、貸付金の償還金、地方債収入その他の収入をもって歳入とし、貸付金、地方債償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもって歳出とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計に属する権利および義務は、滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計が承継するものとする。

3 滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計の平成 22 年度の収入および支出ならびに決算に関しては、なお従前の例による。

(滋賀県公債管理特別会計条例の一部改正)

4 滋賀県公債管理特別会計条例(平成 13 年滋賀県条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、農業改良資金助成法(昭和 31 年法律第 102 号)第 12 条第 1 項」を削り、「第 17 条」の右に「ならびに滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例(平成 23 年滋賀県条例第 号)第 1 条」を加える。

滋賀県公債管理特別会計条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 (略)</p> <p>(歳入および歳出)</p> <p>第2条 この会計においては、一般会計および特別会計(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第36条第1項、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)第10条第1項、<u>農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第12条第1項</u>、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第13条第1項および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条の規定により設置された特別会計を除く。)からの繰入金、地方債収入その他の収入をもってその歳入とし、地方債の元利償還金その他の支出をもってその歳出とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(歳入および歳出)</p> <p>第2条 この会計においては、一般会計および特別会計(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第36条第1項、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)第10条第1項、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第13条第1項および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条<u>ならびに滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例(平成23年滋賀県条例第 号)第1条</u>の規定により設置された特別会計を除く。)からの繰入金、地方債収入その他の収入をもってその歳入とし、地方債の元利償還金その他の支出をもってその歳出とする。</p> <p>(以下略)</p>